

### 人別帳情報の情報特性について：寛政8年の 人別書上改正を中心に

森, 博美 / MORI, Hiromi

---

(出版者 / Publisher)

法政大学経済学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

経済志林 / The Hosei University Economic Review

(巻 / Volume)

79

(号 / Number)

4

(開始ページ / Start Page)

203

(終了ページ / End Page)

245

(発行年 / Year)

2012-03-20

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00007798>

# 人別帳情報の情報特性について

## 一寛政8年の人別書上改正を中心に一

森 博 美

### 要 旨

享保6年(1721年)6月、徳川八代将軍吉宗は、幕府による全国規模での人口調査(人別改)の触書を布告した。この人別改は、上古の子午造籍の故事に倣ったもので、享保11年以降、6年周期の定期人口調査として定着する。その結果は、世界的にも稀有な近世における全国レベルでの人口調査資料として知られる。

本稿では、寛政8年(1796年)に出された人別書上改正申渡とそれに付帯して提示された諸様式(雛形)を主な検討の素材として、当時の人別改による人口把握の特徴、特に人別帳に記載された情報の情報特性に関する検討を行った。

その結果、子午改という定期人口調査に原情報を提供する人別帳には、情報として相互に性格を異にする二種類の要素が同居していることが明らかになった。一方は、地域に居住する住民の統制管理を主たる目的とするもので、人別帳における実名による個人情報の記載部分がそれに該当する。人別帳の記載情報は、同時に他方で人口数の把握につながる統計作成の起点ともなっている。人別改によって捕捉された個体(個人)情報を集計し、書上げた部分がそれである。集計量としての情報は表式調査に固有の統計作成過程に従って位階的な報告系統を上向き、藩あるいは直轄地域の人口

として幕府に提出され、最終的に全国人口として取り纏められる。

表式調査では、統計作成過程の出発点において、原情報が集計量の形で把握される。このことは、個体に帰属する個々の情報に内在する構造的要素が、原情報が把握された時点においてすでに集計量の中に埋没していることを意味する。つまり、表式調査の場合、集計量から個体へと遡ることによって個々の情報要素が適切に把握されたかどうかという統計の把握に関わる精度を判定する方途は最初から閉ざされている。

本稿ではまず、人別改を表式調査による人口把握という観点から捉えることによって、どのような作成論理が収集される原情報の質を担保しているかを明らかにした。そこでは、把握される統計の原情報の精度は、住民に対する統制管理という行政行為として遂行される実名による個体の所在とその属性の確認によって規定されている。その機能面を今日的な統計用語で表現するとすれば、まさにレジスターにおけるプロファイリングそのものである。近年、世界の政府統計は、行政情報に基づく統計作成、さらにはレジスターへの傾斜を強めている。その意味では、人口統計分野におけるいわば古典的なレジスターに相当する人別改の特徴を明らかにすることを通じて、今後のレジスターが向かう方向、さらにはそのシステム設計に関係する有効な示唆が得られるように思われる。

この他にも人別改は、静態ならびに動態面を持つ人口現象を相互に関連づけることで把握するという独特の調査体系を持っている。この点でもまた人別改は、今後の統計のあり方に対して、十分に示唆的な内容を持つように思われる。

キーワード：人別改，人別帳，表式調査，レジスター，子午造籍

## はじめに

享保6年（1721年）6月、徳川八代将軍吉宗は、幕府による全国人口を

対象にした人別改に関する2通の触書を布告した。さらに享保11年(1726年)に幕府は、子年と午年という6年を周期として定期的に人別改を実施し、その報告を命じた触書を下達している。この通達を契機に、その後定期的に実施されることになる人別改によるこの人口調査について本庄榮治郎は、萩野由之の所説<sup>(1)</sup>等を根拠に、「是レ上世ノ子午造籍ノ制ニ據リスモノナリ」〔本庄(1916)2頁〕と評している。

ところで戦国領主は、従来から領地における農民等の賦役や年貢等の算定、さらには有事のための動員可能な兵員や継戦能力の把握を目的として、人畜改(棟付改、家並・人畜改、軒付、家数人数万改)を実施してきた。その他にも近世には、人別改以外にも宗門改の記録(宗門人別帳、宗門家帳、家帳、家人数御改帳、寺請帳)や五人組改の記録(五人組御仕置帳、五人組御改帳)など、様々な制度的背景を持つ人口の把握記録が残されている。

こういった各種の改めの中には、後年、統一的な報告様式(雛形)を提示することで報告徴集の標準化が試みられるものもある。しかし一般には、記載の内容や形式は、地域によってもまた時代によっても様々である。さらに、作成される報告書類の中には、宗門人別改帳のように、制度的根拠を異にする複数の種類の報告が様々に組み合わせられ作成される場合もあり、また本来他の系統の改帳が取り扱うべき記載事項を部分的に含むものもある。これらの報告資料が著しく多様な存在であることから、歴史家の間でこれらの報告の作成目的やその利用をめぐる様々な議論が展開されてきた。

このような事情もあり、考察の対象素材を仮に人別改の記録だけに限定したとしても、どのような報告徴集の在り方をその典型とするかについて、衆目の一致する形でそれを設定することは容易ではない。そこで本稿では、吉宗による最初の触書の発令から70年以上経過した18世紀末に出された一つの申渡文書を主たる検討資料として、人口調査の側面から捉えた人別改の特徴さらには人別帳に記載された情報の情報特性について考察してみ

たい。

このような課題設定から自ずと明らかのように、今回の考察から明らかされる人別改による人口把握方式が持つ特徴は、それを直ちに普遍化できる性格のものではなく、一つの事例的検討結果を示すものでしかない。しかしながら、人別改を初めとする人口把握の側面を持つ当時の様々な報告徴集の情報面での特徴を明かにしていく一連の作業を通じて、個々の報告徴集の特徴さらにはそれらにある種共通する特性のようなものを浮き彫りにできるように思われる。その意味で今回の検討作業は、あくまでもそれに向けての一里塚的な性格のものである。

## 1. 吉宗による全国人別改の触書

### (1) 享保6年の触書

八代将軍徳川吉宗は、享保6年(1721年)6月に、二度にわたって人別改に関する触書を出している。

最初に出された触書は21日付のものである。この触書は、諸国大名に、①「田畑町歩」を郡ごとに書き記すこと(「郡切ニ書記」)、②奉公人及び陪臣(「又者」)以外の「百姓町人社人男女僧尼、其外之者」の総人数を自らの領地に限り書き付け提出すること(「人数都合領分限ニ書付可被差出候」)、を命じたものである。【資料1】

また、最初の触書から8日後の同月29日にも、人別改に関するもう一つの触書【資料2】が出されている。この触書で特徴的な点は、領内の人数の把握に際して「是又此度被改候にハ不及候」として、今回の報告のために新規に人別改を実施する必要はないとしていることである。すなわち、「去年分成共、當年分成共」として把握年次は問わず、「其所々ニ相知レ有之候帳面之人数、可被書出候」として、現在手持ち分の結果数字を提出するように指示している。なお提出に際しては、「二重ニ不成又不洩」ように

留意し、また「何之年之人數高」であるかを明記しておくことが求められている。さらにこの触書では、奉公人と陪臣を人別改の対象外とした除外規定を補足しその点を再確認する意味で、報告提出に際して書き出しの適用除外が、もちろん「武家方」の者に限るものであるとして、先の触書の記載内容にも言及している。

29日の触書は、21日付けの触書によってすでに通達済の内容のあくまでも補足である。なぜなら、いずれの触書でも、武家の奉公人及び陪臣については人別改めの対象外とされており、これらによって把握されるべき人口が領内の全人口ではない点では共通しているからである。矢継ぎ早に二つの触書が相次いで出されたのは、おそらく報告者側で発生しうる報告作成上の混乱を防止するために、先の触書による人別改の実施が統一性を欠くおそれのある部分の周知徹底を図ったものと考えられる。

なお、29日付けの触書で特徴的な点は、上述したように、今回の人別改がそのための特別な報告徴集を各藩等に必ずしも幕府側は要請してはいない点である。手持ちの資料があれば人別改の実施年次を不問とした点は提出者側の報告負担に配慮した措置であると思われる。われわれはそこに、人別改による最初の全国規模での人口把握の実施に関する幕府側の次のような事情を読み取ることができる。

享保6年は丑（辛丑）年にあたる。幕府は、「子午改」としてはすでに子午年実施の機会を逸したことになる。その開始年を次の午年である享保11（丙午）年さらにはその6年後の子（壬子）年まで延期するという選択肢を幕府はあえて採用しなかった。そこで、周期性の点からその後実施する定期調査との整合性を可能な限り持たせるためのあくまでも次善の策として、一刻も早くそれを実行に移すことを幕府は選択したのである。そのために幕府は、たとえ把握年次の統一性を犠牲にしても、報告者側である諸藩等の報告負担の軽減を図りつつ、ともかくその実施に踏み切るとの決断を行った。以下に見る享保11年の触書【資料3】の内容からも明らかのように、幕府には、丑辛改ではなくあくまでも子午改として、その定期的

実施に向けての第一歩を踏み出したいとの判断がその背景にはあったものと思われる。

なお、当時の幕府には、幕府による支配の及びうる全地域の総人口の把握という問題関心も、また把握時点の統一という静態統計に求められる調査の基本原則の認識も存在しなかった。このことが、人別改による把握年次の統一に特に強く執着することなく、とりあえずスタートさせることを最優先した幕府の判断の背景にはある。その結果、統計としては、取り纏められることになる全国人口は、把握年次が各藩によって異なる各国（藩）人口の単なる寄せ集めに過ぎないものであった。

## （2）享保11年の触書

吉宗は享保11年に幕府による人別改の実施に関する新たな触書を出している。丑年実施から5年後の午（丙午）年に新たな触書によって人別改を命じたのにはそれなりの理由がある。なぜなら、触書の第2項に「向後ハ相觸候ニ不及、子年と午年ニ今年之通可被心得事」として、今後は改めて指示はしないものの、子と午の両年に定期的に今回のような人別改の報告を実施することが明記されているからである。

この触書には、上記の点以外にも新たな内容がいくつか含まれる。すでに見たように、辛丑年の人別改は第1回目の全国人別改でもあった。幕府は、十分な事前準備もなくいわば見切り発車的にその実施に踏み切った。把握対象年次について特に拘らないとの先の触書での斟酌は、恐らくは報告者側への政策的配慮によるものであろう。

これに対して享保11年の触書では、「今年相改」として、初めて当該年の調査実施を命じている。これは、人口の把握時点の統一化に向けての明らかかな一歩前進である。とはいえ、この触書でも静態統計の把握時点の全国統一設定については未だ徹底されておらず、依然として書き出しの月さえ明記されておれば、「當四月ヨリ霜月迄之内、勝手次第可被書出候」という指示にとどまっている。このことは、報告当事者側の諸藩等に対する配慮

というよりは、むしろ時点の統一という静態統計の根本原則に対する当時の無理解に起因するものと見るのが妥当であろう。

新規の調査に基づく報告の提出を要請した11年の触書は、調査の内容面でも人別改の人口調査的性格を一段と強めるものとなっている。

その一つは、「此度八田畑町歩被書出候ニ不及」として、今回の人別改では、先の改めの際に同時に提出を求めていた田畑に関する報告要請が削除されている点である。これは、上古の造籍<sup>(2)</sup>や人畜改<sup>(3)</sup>等でしばしば報告事項とされていた田畑の保有状況調査の部分を人別改から削ぎ落とすことで報告負担の軽減を図ることを意図した措置であるものと思われる。そこには、人別改を一段と人口調査に特化した性格のものにするという幕府の意思が垣間見える。

この他にも、人別改による人口把握の対象年齢に関する新たな指示がこの触書には認められる。享保6年に相次いで出された二つの触書には、対象者の年齢表記に関する指摘は全くない。この点に関して享保11年の触書では、「何歳以上認メ候」として、申上する報告に記載する男女別人数の対象年齢についても付記するように新たに指示されている。

人別改の大きな特徴として、しばしば年少者が事実上把握対象外とされ、その把握開始年齢についても必ずしも全国的に統一されていなかった。年齢の取扱いに関する享保11年の触書での新たな指示には、あくまでもこのような従来からの慣行への配慮が窺える。なぜなら、ここでも依然として書上げに際しての具体的な年齢区分は示されておらず、この点の取扱いは基本的に各藩に委ねられているからである<sup>(4)</sup>。

ここでも、把握の対象年齢への留意という点で統計調査論としての部分的な前進は認められるものの、このような形での指示は、結局、対象年齢の不統一というこの種の統計の本質的欠陥を必ずしも克服するものとはなっていない。その結果、各藩等から提出される多様な年齢設定による人口の把握結果は、それらを最終的に統計として編成しようとした場合、集計量としての統合の前提となる要件を充足できない統計としての本質的欠陥

を露呈することになる。

このように、統計調査論の観点からはいくつかの本質的問題を抱えながらも、享保11年の触書は「諸國領知之百姓町人社人男女僧尼等其外之者共迄、不殘」書き上げ、「総人数郡切」に書き記した上でそれぞれの領分毎に報告すべきことを命じている。これによって、全国規模の人口調査としての体裁が一段と整えられることになる。

なお、この触書には、「御料之分ハ從御代官御勘定所江私領之分ハ頭支配江書付出版候様可被相達候」として、新たに報告の提出系統にも言及した指摘も見られる。

## 2. 人別改の実施状況とその実態

### (1) 寛政元年の実施状況尋

江戸の町方の支配機構は、町奉行を頂点とする位階構造を持つ。法令等に関する指示である触書（町触）は、町奉行から町年寄<sup>(5)</sup>、さらには年番名主、名主、家持を経由して最終的に地借人や店借人へと伝達される。この支配機構は同時に、各種報告の徴集系統としても用いられてきた<sup>(6)</sup>。

【資料4】は、天和年間に出された町触に従って人別改の報告が提出されているか否かを町年寄である奈良屋右衛門が年番名主に質した尋書に対する名主達からの回答書である。その内容から、寛政元年（1789年）当時の人別改の具体的な実施状況をうかがい知ることができる。

寛政8年(1796年)に出された人別書上改正申渡【資料5】は、「町々人別之儀前々より度々町觸申渡等有之候處」という文章で始まっている。この記載からもわかるように、享保11年の触書で「向後ハ相触候ニ不及」とされてはいたものの、実際には人別改の報告方式等を巡って一再ならず触書は出されている<sup>(7)</sup>。

寛政元年の人別改方尋に対する名主達からの回答書【資料4】によれば、

人数の集計結果（人数高：人別書上）については享保6年以前には提出が義務づけられていなかった。同年の触書による全国規模の人別改制度の正式発足を受けて、同年10月18日の触書によってその後は「毎年四月九月両度御三ヶ所江壹冊宛差出」よう改められた。また享保13年（1728年）の通達では、「毎年四月九月御月番江計壹冊差上申候」として月番町年寄だけに1冊差し出すことになっている。なお、寛政8年の書上改正申渡によれば、「人別高書上」は「毎年四月町年寄役所江差出候人別高書上」として、さらに年1回（4月）だけの提出に改められている。ところで、店借も含めた人別改の実施については、先に天和3年（1683年）9月の触書により五人組制度に基づき相互に監視、吟味させ、「不見届者」の存在が発覚した場合にはそれを家主に訴え出させ、その旨を人別帳で確認することが先行的に導入されている。

## （2）人別改の定型化一書上げ書式の設定

【資料4】からもわかるように、寛政元年の町年寄発の尋書に対する名主からの回答は、触書による指示を遵守している趣旨のものとなっている。しかし実際には、寛政8年4月の人別書上改正申渡の冒頭に「末々ニ至り候而ハ別而不行届増減之改方不取締ニ而徒者等も時々有之趣ニ相聞候」と記載されていることから明らかなように、人別改の実施に関する幕府の指示は、末端にまでは十分浸透していなかったようである。なぜなら、幕府による指示の徹底を図るために出されたのが、この人別書上改正申渡だからである。

この申渡文書には、人別改の実施方法についてのより具体的な指示が記されている。特に注目すべき点は、報告結果の標準化を進めるための各種様式の雛形が提示されていることである。そこで示されているのは、名主が作成し手元に保管する「人別帳」【資料6】の他に、毎年4月に町年寄役所に提出する「人別高書上」【資料7】、それを名主の支配地域毎に名寄せして作成する「支配限人別寄高」【資料8】、さらには人別帳の人数の増減

を毎月把握するための「入人別帳」【資料9】、「出人別帳」【資料10】の5種類の様式（雛形）である。

また、この人別書上改正申渡の内容からは報告資料の作成並びに報告系統に関する比較的詳細な情報が得られ、われわれはこの資料から当時の人別改の実施状況を垣間見ることができる。そこで以下ではまず、報告様式の検討に先立ってこの申渡の内容を概観しておく。

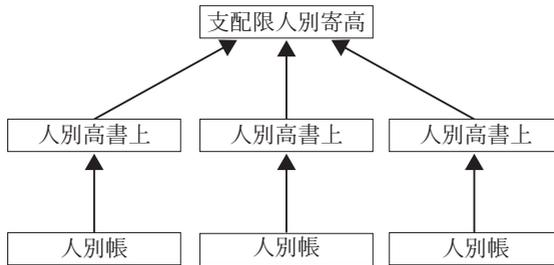
寛政元年の人別改方尋に対する回答書【資料4】では、人別改は「家持家守地借店借父母妻子」だけでなく、「掛り人出居衆召仕」さらには「町内書役番人」まで含めて実施し、「生國宗旨寺請人等」を記載し判をとるとされている。また申渡によれば、人別は「月々相改」めることとし、「店主」（借家人）はもとより、「出居衆」や「懸り人」についても彼等の「渡世向」を調べ、「家業躰不見届又者人別外之者」を住居に置いてはならないとしている。各住戸における人別改の結果について名主は、家主全員から署名、捺印という形式で、触書の規則に違反していない旨の確認を取り、さらに記載内容を入念に点検した上で、雛形に従って帳面に仕立て印鑑を揃え4月25日までに人別帳の元帳として備え置くことになっている。

町年寄役所に提出する「人別高書上」は、町別に個々の「人別帳」の記載内容を集計することによって作成される。これについても「入念巨細ニ相調」べ、毎年4月に雛形通りの帳面に仕立てるよう申渡の中では指示されている。また申渡には特に記載されていないが、各町から提出された「人別高書上」は、個々の名主による支配地域（それは時として複数の町に及ぶ場合もある）毎に名寄せされ、個々の名主支配分として、「支配限人別寄高」に記載される。

下の図は、「人別帳」が「人別高書上」、さらには「人別寄高」として町年寄りに提出されるまでの過程を報告様式の体系として図示したものである。

月次で実施する人別改の結果、住民の移動等により人数に増減変化が認められた場合、家主は「出人別控帳」と「入人別控帳」にその内容を記載しなければならない。これらの控帳の情報に基づいて、人口異動（移動）

## 人別改の報告系統体系図



の内容が月次で把握される。

「入人別帳」と「出人別帳」の取り扱いについては、この人別書上改正申渡の他にも「出人別帳」の雛形に事後的補足説明文として付記されている「下ヶ札」に指示されている。これらによれば、名主は、毎月25日から月末の間に町ごとに当該月の月行事に命じて「家主共」を直接「寄合」わせ、その増減分を確認させ判を取ることによって、月々の「出人別帳」と「入人別帳」を作成するようになっている。また、その月の人口に変化が見られない場合にも、月行事はその旨の断り書きを行ったうえで家主達から判を取り、翌月1日に「入人別帳」と「出人別帳」を名主に提出しなければならない。提出された月次の「入人別帳」と「出人別帳」には、「耆枚毎」に名主が「押切割判」をして4月から翌年3月までの1年分を簡単な「半紙堅帳」の形に整えてそれぞれ1冊に綴って保管する。

### 3. 報告事項

寛政8年の人別書上改正に添付された書上書式（雛形）によれば、江戸では「人別帳」は町毎に作成されている。「人別帳」に記載された情報は、(a) 実名により個体情報を記した前半部分と (b) それらの集計値を記載した後半部分という情報の性質を全く異にする二つの部分から構成される。

### (1) 人別帳の個体情報記載事項

「人別帳」の前半部分には、「一ト地面限相調」として家持や他所に居住する地主の所有地に居住する者（懸り人を含む）とそこに同居する召仕や出居衆と呼ばれる同居就業者の個人情報が記載される。

雛形によれば、「人別帳」の把握対象者全員が、名前、年齢、生国、宗旨、そして檀那寺の名称を記載するようになっている。なお各世帯の戸主は家持、家守、地借、店借といった居住上の地位を持つが、家持でない戸主については、それぞれ家守の場合には家守請人、地借の場合には地請人、また店借の場合には店請人の居住町名と名前を「人別帳」に記載する必要がある。それ以外の記載事項としては、出居衆や懸り人も含め、家業（商売）を有する場合、家業や従事する職業の名称、懸り人の場合には親類名目など戸主との続柄をそれぞれ「人別帳」には記載しなければならない。

### (2) 人別帳の統計報告項目

一方、「人別帳」の後半部分には、その前半部分に記載された個体に関する情報の一部を数値化し、指定された項目について、その集計結果を項目別に列記するようになっている。そこで記載を求められている集計事項は以下の通りである。

人数の総計（男女別内訳）、年齢別人数（男女・年齢15歳以下、男女・年齢16歳以上）、戸主の家持・家守・地借・店借別人数、父母妻子の人数、懸り人数（男女別）、出居衆数（男女別）、召仕数（男女別）、当地出生者数（男女別）、他国出生者数（国・男女別）

「人別帳」に記載されたこれらの集計値については、把握の対象とされた家数等とともに、「人別高書上」という別様式に仕立て直される。雛形によれば、「人別高書上」の記載事項は、次のようなものである。

家数（その中の、明店（空家）数、公役人数）、人数総数（木戸番人を含む）、男女・年齢別人数（15歳以下、16歳以上）、戸主の家持・家守・

地借・店借別人数，父母妻子の人数，懸（掛）り人数（男女別），出居衆数（男女別），召仕数（男女別），当地出生者数（男女別），他国出生者数（国・男女別）

以上からもわかるように、「人別高書上」には，明店（空家）数と公役人役数との内訳を付記した家数が新たに追加されている。しかし，これら以外の計数は，「人別帳」の集計部分を単に転記しただけである。「人別高書上」には，「御支配違之者」を除き，把握すべき人数には「洩候者無御座候」という月行事と名主による確認文章をつけて彼等が署名，捺印し，毎年4月に町年寄役所へ提出する。

「人別高書上」の提出を受けた町年寄役所では，名主の支配地域毎に書上げの名寄せ集計を行う。このようにして作成されるのが「支配限人別寄高」である。この書式には，名主の支配する組番号，名主名とともに，

総人数（町別），男女年齢別人数（15歳以下，16歳以上），戸主の家持・家守・地借・店借別人数，父母妻子の人数，懸り人数（男女別），出居衆数（男女別），召仕数（男女別），当地出生者数（男女別），他国出生者数（国・男女別）

の集計結果数字が記載される。作成した様式に名寄せに係る「人別高書上」の冊を添えて，名主が署名，捺印した上で申告を行う。なお，雛形として示されている「入人別帳」【資料9】の提出添え文にも例示されているように，移動等により「支配限人別寄高」の書上人数に「見競」（増減）が発生した場合には，年番名主である肝煎の指示で，本文ではなく「付礼」に記入して提出することになっている。

### （3）入人別帳・出人別帳の記載事項

人別書上改正申渡によれば，「入人別帳」と「出人別帳」は，「毎月廿五日より晦日迄之内一町限」月行事に申渡し，「家主共寄合」わせた上で作成し，「翌月朔日を定日に定め名主」に提出することになっている。

#### 1) 「入人別帳」

「入人別帳」は、人別改によって判明した各家主が所管する住戸における人員数の増加を、その理由とともに記載したものである。

転入移動については、移動者本人の個人情報と移動元、移動先に関する情報が「入人別帳」に記載される。このうちまず移動者本人に関する個人情報としては、召仕を含め世帯員別に、名前、年齢、生国、宗旨、檀名寺を報告することが求められている。一方、移動元と移動先に関する情報は、転入者の移動元の町名、店（貸家）の所有者名、移動先の店請人および町名である。

この他にも「入人別帳」の雛型には、婚姻、養子、出居衆、そして廻厄介による流入移動者の記載例が示されている。婚姻に伴う流入移動者に関しては、嫁娶によって嫁ぐ者本人の名前と年齢の他に、宗旨、檀名寺、父親の名前とその所在町名、嫁ぎ先の名前、それに店等の名前を記載するように指示されている。また、養子による入移動者については、本人の名前、年齢の他に、生国、宗旨、檀名寺、父親の名前とその所在町名、養子の受入者の名が記載される。なお、この場合には本人による捺印は不要である。さらに出居衆としての入移動者については、本人の名前、年齢の他に、生国、元の町名、店名、誰の出居衆として何の家業に従事しているかの記載が求められる。また「入人別帳」には、「厄介」（居候）としての居住者についても、名前、年齢、稼業、宗旨、檀名寺を記載するようになっている。

こういった個人情報をそれぞれ列挙した上で「入人別帳」には、「右之通相違無御座其外入人別無御座候」という記載内容を確約した添え文をつけ、毎月、町毎に家主達が連名による署名、捺印した上で名主宛に提出される。なお、支配人数に増減が認められなかった場合にも「入人別帳」は作成され、「〇月分入人別増無御座候」として、同じく家主達の連名による署名と捺印の上で名主宛に提出される。

## 2) 「出人別帳」

「入人別帳」が人々の流入移動について、本人の宗旨や職業あるいは請人との続柄までも含めた個人属性情報だけでなく、移動元、移動先の請人に

関する情報の記載を求めていたのに対し、流出移動者についての「出人別帳」への記載内容は極めて簡略なものである。

当該月に発生した流出移動に関して、まず引越しによる移動者については、その者の名前と元の在所（店等）、引越し先の町名、店名だけが「出人別帳」には記録される。また、年季明け等による奉公人の退去については、その者の名前と元請人、ならびにその者の新しい転居先の町名、請人名、店名を記載するだけでよい。さらに婚姻に伴う流出移動の場合には、本人の名前、嫁ぎ元の戸主の名前と店名ならびに嫁ぎ先の町名、店名、および戸主名が記載される。

これからもわかるように、「出人別帳」には、流出移動者本人の年齢や宗旨、さらには転出先での職業等の記載は全く求められていない。なお、これらについては「入人別帳」の方で詳細に把握するとの制度的整理であるものと思われる。

このような流出移動者情報を個別に書き連ねた上で、他には「人別帳」からの転出者はいない旨の確約の添文とともに、家主達は全員の署名と判をそろえた上で、「出人別帳」を名主に提出する。なお、流出移動者がいない場合にも、同様に家主全員に署名、捺印させ、「○月分出人別減無御座候」として提出することになっている。

#### 4. 人口把握として見た人別改の特徴

##### (1) 人別改の人口調査としての制度化

海舟の『吹塵録』は、子午改全国人口として、享保11年から弘化3年までの人口を掲げている。次表は、それらの数字を一覧表の形に整理したものである。

人別改による把握人口の大きな特徴として、陪臣や奉公人を含め武士階級とその周辺人口や公卿が除外されている点を先ず挙げることができる。

## 子午改による全国人口

子午改実施年		諸国人口	男	女	前回からの増減	備考
享保11年	丙午	26,548,998				
享保17年	壬子	26,921,816	14,407,107	12,514,709	372,818	5歳以上人別
寛延3年	庚午	25,917,830	13,818,654	12,099,176		
宝暦12年	壬午	25,921,458	13,785,400	12,136,058		
明和5年	戊子	26,252,057				
安永3年	甲午	25,990,451				
安永9年	庚子	26,010,600				
天明6年	丙午	25,086,466				
寛政4年	壬子	24,891,441				
寛政10年	戊午	25,471,033				
文化元年	甲子	25,601,957	13,427,249	12,194,708		
弘化3年	丙午	26,907,625	13,854,043	13,053,582		

〔出所〕大藏大臣官房(1890)『吹塵録(上)第5冊』7-8頁

また人口把握の対象地域に関しても、松前藩の領地を除く蝦夷地や琉球が除かれている〔本庄(1916)7頁〕。さらに、その他にも、人別帳による人口には年少人口が含まれておらず、把握の対象となる年齢の範囲も藩によって異なる〔本庄(1916)6頁、速見(2001)57頁〕。

このように人別改によって把握された人口は、母集団としての総人口という点ではいくつかの本質的な問題を抱えている。しかし、それまで各藩や幕府直轄地でそれぞれ独自に実施されてきた人別改の人口把握機能に着目し、上古の子午造籍の例に倣いわが国の人口を定期的に捉えるという吉宗の着想は、近世の国家規模での人口把握という点で画期的意義を持つ。まさに吉宗の慧眼といえよう。このような形での人口把握がいかなる政治的あるいは行政的意図の下に行われたのかは歴史家の議論に委ねることにして、以下では、主として人口現象の統計的把握という側面から、人別改のいくつかの特徴を探ってみることにしたい。

すでに見たように、享保6年と11年の触書、さらには寛政8年に出された人別書上改正申渡の内容からわれわれは、全国規模での人口調査の制度的装置としての一段の展開を読み取ることができる。すなわち、享保6年6月21日の触書は、武家方等を除く個々の領分に該当する人口の書き出しを要請した最初の通達であり、その直後に出された29日付の触書がその補

足を行っている点はすでに見た通りである。但しこれらの触書には、その後制度化されることになる全国規模での人別改の周期的実施を窺わせる記述はない。

子午造籍の故事に倣い人別改を6年周期で実施することを正式に宣言したのが、享保11年の触書であった。ここでは幕府は、一方で田畑の書上げを免ずることで報告負担に配慮しながらも、当該年に新規に実施した人別改による把握人口数の提出を求めている。このように、一方で報告に係る業務の軽減をはかりつつ、人別改はそれ以降全国規模の周期的人口調査として定着する。なお、この触書では、「當四月ヨリ霜月迄之内、勝手次第可被書出候」として書き出しに関して全国統一的な把握時点の設定は行われておらず、また把握対象年齢層についても、基本的に各藩の判断に委ねられていた。

すでに述べたように、江戸の町方に対して出される種々の触書（町触）は、町奉行→町年寄→（年番名主）→名主→家持・家主を経由して地借人や店借人に伝達される。しかし、触書による人別改の実施方法に関する再三の通達にもかかわらず、その指示内容は必ずしも末端にまでは浸透していなかった。その結果、報告の書式や報告内容の不統一は、幕府にとってもはや等閑視できないものであった。このことを窺わせるのが、寛政8年に出された人別書上改正申渡である。この申渡には、人別改の実施ならびに把握情報の報告系統、すなわち触書の伝達系統を遡行して上申される報告の流れ、さらには報告の周期や期限等も詳細に規定されており、また報告徴集を標準化する目的で書上書式（雛形）も添付されている。

## （2）人別改の政治的性格

われわれは、当時の人別改が単なる人口把握を目的としたものではなく、政治的役割を持ついわば社会的行為として実施されてきた事実を、人別書上改正申渡ならびに書上書式の雛形文書から読み取ることができる。

家主達が作成し名主に提出する「人別帳」の大きな特徴の一つが、実名

による個人（個体）情報を含んでいる点である。「入人別帳」と比べれば「出人別帳」の記載は簡略なもので流出移動者本人による捺印は求められていない。とはいえ、この場合にも、当事者は実名を付して各自の個人属性情報を記載しなければならない。家主がこれらの記載内容を確認し、「出人別帳」は家主達の連名による署名と押印をした上で名主に提出される。

人別書上改正申渡では、家主は「店主」（借家人）だけでなく「出居衆」や「懸り人」等も含め、彼等の「渡世向」を毎月調査し、「家業躰不見届又者人別外之者」を決して同居させてはならないとしている。もし仮にそのような者を置いたり、あるいは「人別増減之出入」の確認をおごなりにするような家主がいた場合には、名主から地主に申入れて「家主為取替」、すなわち家主の交代を命ずるとしている。さらに家主等は「町内朝暮心付」し、また店子もそれぞれの借家や土地に常に眼を配り、くれぐれも「不取締」などないように努めなければならない。また申渡は名主達に対しては、「一ヶ月一兩度宛も支配町裏々迄相見廻り見届候様ニ可致候」として、日常的に支配地を見廻り、違反行為等がないことを確認するよう求めている。さらに申渡では、「壹人暮之者尼老人其外盲人等」についても、家主だけでなく隣家の者や本人の世話役が絶えず気を配り、「其店内ニ子細有之時」には「相店之者共家業も相潰迷惑致候」として、連帯責任による住人の監視を求めている。

このような日常的に行われる域内住人に対する人的管理の結果は人別改にも反映される。雛形によれば、「人別帳」、「入人別帳」、「出人別帳」は、店戸も含め、居住者の中に「家業躰不見届又者人別外之者」が同居していないことをまず家主に確認させ、そのことを名主達に保証させる書式となっている。

同居人等も含めた住人の個人情報を実名でしかも捺印つきで「人別帳」に記載させることは、人別改が単なる人口数の把握にとどまるものではなく、むしろ住民を戸毎に日常的に掌握、管理するという政治的行為として行われていることを象徴的に示している。これは、上古に実施された造籍

にも一種共通する性格のもの<sup>(8)</sup>であり、その意味では江戸時代の五人組制度と基本的に同根のものといえる。

宗門改において檀那寺が個々人の宗旨を寺請の形で証明したように、人別改の場合、直接的には家主が各戸の住人全員に対する監督責任を持ち、また家主による人別改の結果を名主が裏書き保証する仕組みになっている。もっとも、宗門改制度では檀那寺に流出移動者への寺請書の発行権限が与えられていたが、人別改については家主や名主にはこの種の権限は付与されていない。そのため、人別改に関しては、住人の移動に伴って移動者個人に対して名主等から発行される文書はない。

### (3) 人別帳からの統計情報の分離と人別帳の特性

雛形が示すように、「人別帳」に記載が求められている情報は、実名による個人情報の部分とそれに基づいて集計され書上げられた計数部分とから構成される。

このうち、「人別高書上」として仕立てられ、さらには「支配限人別寄高」として名寄せされ取り纏められるのは、後半の計数部分に限られる。言いかえれば、「人別帳」が各戸において把握した原情報は、「人別高書上」に転記された瞬間に変質を遂げることになる。すなわち、それが持つ実名付きで表記された個人情報部分は削ぎ落され、計数として人口数ならびに属性別の数字が集計量の形で集約される。情報それ自体の論理として見れば、この書き上げ過程は一種不可逆的操作であり、「人別高書上」の計数には個人情報はその痕跡を一切とどめていない。

この意味では、各藩等からの報告結果は、少なくとも人口の統計的把握に関する限り、事実上集計量から出発していることになる。なぜなら、「人別帳」は名主方に台帳として保管され、それが持つ個人情報もまた、基本的に名主限りのものとして取り扱われているからである。

住人の管理統制という面では、家主と名主による署名、捺印という作業過程が、目的合理的な制度的仕組みとしてそこには組み込まれている。そ

の結果としての人口の書上結果は、あくまでも名主等に課された管理統制という一種の行政的行為から得られる二義的情報に過ぎない。そこでは、統計作成とは性質を異にする政治的強制力が、得られる統計原情報の把握精度を担保している。町年寄あるいは藩や幕府の改め方は、名主が記載の真实性を証明して上申する書き上げ情報の品質について、彼らの署名、捺印という行為を一方的に信じるしか方法なく、自らはその報告内容の真偽を確認する情報面での判断資料は持ち合わせてはいない。

ところで、時代は下り、明治新政府は、明治3年(1870年)に、府県物産表として簡単な報告形式を定め、各府県に対して米や雑穀等の28品目の生産高(あるいは生産額)の報告を命じている(民部省通達第623号)。物産表については、明治5年にその所掌が大蔵省に移管されたのに伴い、より詳細な報告様式を示しての報告徴集が行われることになる(大蔵省通達第37号)[鮫島10-11頁]。このように、書上書式の雛形を示して統計情報の収集を行うという調査方式は、明治初期においてもなお踏襲されている。

「人別帳」で特徴的な点は、それが単一の様式の中に、集計情報とともに個体情報をもまた並存させていることである。このため、こと「人別帳」に限ってみれば、集計結果から個体情報への遡及、言いかえれば両者の照応関係の照合確認は可能である。

これに対して、最初から集合調査あるいは既存の集計記録からの転記結果の積み上げによって統計が作成される調査方式の場合、個体情報への遡及の道は完全に閉ざされている。このような調査方式としての特性を持つ表式調査について鮫島は、その結果精度との関連で、「統計表の形式さえととのっていけば、その数字がどんな手続きでえられたかを問わないし、また問うことのできない方式」[鮫島(1971)27頁]であり、統計史的には、「集計組織の未熟な初期の発展段階ではむしろ必然的な情報収集の方式」[同 27頁]であるとの位置づけを与えている。

このような観点から見れば人別改の場合も、「人別高書上」以降の統計作成過程は個体への遡及の道が閉ざされた典型的な表式調査としての性格を

備えている。統計作成という観点から人別改による人口の把握を捉えた場合、その作成過程は、情報面での質的断絶を内在させている。なぜなら、「人別帳」によって得られた原情報が「人別高書上」書式に転記された瞬間に、把握された情報は変質を遂げるからである。支配機構の末端を担う名主を結節点としていわば強権的な形で把握された個体情報は、集計量として「人別高書上」に転記された瞬間に、それまでに持っていた個体に係る変数間の構造的連関という情報特性を喪失し、その痕跡を全く留めない単なる集計値へと情報の形態を変質させる。

その後それらの計数は「支配限人別寄高」として名寄せされ、郡別、さらには国（藩）別に取り纏められ例えば「領知人数帳」といった形で幕府に提出される過程は、統計の作成方式としてはまさに表式調査そのものである。そこでは、位階構造を持つ組織系統として制度化された報告徴集システムにおける上位組織は、下位組織から上申される報告内容を確認する情報を持ち合わせていない。「人別帳」に記載された個人情報について照会事由が仮に発生した場合にも、名主に留め置かれている「人別帳」の個体に関する記載内容が、集計された個々の計数の真偽の確認という純粹に統計目的で再点検されることはない。そのようなことが行われる場合にも、それは何らかの政治的理由による例えば本人の所在確認といった性質のものである。

このように「人別帳」は、一方で人別改という政治的目的を持つ一種の行政行為の記録であると同時に、他方で人口の書上げという人口把握の原情報という、二種類の全く性質を異にする情報要素を一つの様式の中に同居させている。このうち人口の書上部分の情報が持つ表式調査としての調査方式の特性は、それを統計情報の処理過程として捉えた場合、個体情報が原情報として持つ情報の不完全活用、逆に言えば、個体情報が本来保有している原情報の書き上げ過程における情報喪失を意味する。今日、歴史人口学の分野で、名主の下に留め置かれた「人別帳」、「入人別帳」、そして「出人別帳」という様式に記載された個体情報は、現存する集計資料にはな

い新たな潜在的分析価値を持ちうる貴重な歴史資料として注目されている。それは、まさにこれらの資料がその中に内在させている未開拓の情報によるものである。

#### (4) 人口の静態と動態の統一把握

人口現象をその静態面、動態面に注目して見た場合、両者の間には本来切り離し難い有機的関係が成立している。対象領域を所与とすれば、統計的な静止映像 (snapshot) として把握された静態人口の異時点間の差分は、その間の人口の動態変化に対応する。逆に言えば、継続的に累積把握された出生・死亡、それに移動という人口の動態的变化についての計数を基準時点の静態人口に加除することによって比較時点の静態人口の推計値を得ることができる。人別改の場合、このようにして得られた推計値と新たに実施した人別改の結果数字を照合することによって把握漏れ等の存在を検出できる。その意味では、遺漏なく把握された動態人口情報は、静態人口の把握精度の検証資料として、より正確な静態人口の把握にとっても有効な情報となる。

周知のように、人口の動態的变化には、出生、死亡に伴う自然動態と職業等の異動や人口の地域間移動に伴う社会動態とがある。人別書上改正申渡とそこに示されている雛形は、社会動態、特に人口の地域間移動に関して、人別改を人口の静態把握である「人別帳」とそれに有機的に連動させた移動者情報の詳細な一体把握システムとして作り上げている。

幕府が人別書上改正申渡を出した寛政8年当時、人別改による書上結果の報告は年1回(4月)だけに軽減されていたが、静態人口そのものは月を期して定期的に把握されている。その間に発生した人口移動に伴う社会動態面の変化について人別改では、「入人別帳」と「出人別帳」に月々記録される仕組みになっている。なお、「入人別帳」の雛形にも記入例として「支配限人別寄高去年書上人数高見競付礼之儀」と明記されているように、1年間の人別改による静態人口の差分に相当する月々の変化の累計は、付

礼の形で「入人別帳」に添付して報告することになっている。

以上のように、社会動態については地域間移動に限定されているものとはいえ、人別改では、人口の静態面と動態面の統一的把握システムが、人口現象の統計的把握において相互に有機的な連携関係を持たせた形で制度化されている。このことは、その実効性はともかくとして、把握する静態人口の精度を担保する仕組が人別改に組み込まれていることを意味する。

すでに紹介したように、特に「入人別帳」には、流入移動者本人の名前や年齢だけでなく、移動先で新たに従事する職業といった個人の社会属性項目も記載するようになっている。一部の調査項目を例外として、近代の人口センサスは基本的に静態人口の把握を目的に調査が設計、実施されてきた。一方、人口の動態面は、わが国の場合、人口動態統計あるいは住民基本台帳人口移動報告として、行政資料に基づきそれぞれ独自に把握されてきた。

この点で人別改においては、家主が提供する原情報の真实性を名主がいわば裏書し、「人別帳」、「入人別帳」、それに「出人別帳」により人口の静態面と動態面（地域間移動）が、いわば一体として捉えられている。このことから歴史人口学等の分野等では、人別改の記録は人口移動の社会的な側面の分析資料としてなお開拓の余地を残している。

このように、住人に対する管理統制という政治的目的の下に実施されてきた人別改は、社会動態を含めた人口の統計的把握という面では、極めて先進的な内容を持つ。しかしその一方で、人別改は、人口の自然動態面、特に年少人口の把握に関して大きな問題を抱えている点もまた事実である。なぜなら、それは、出生、死亡という自然動態の把握については、本質的欠陥を持っているからである。

「人別帳」から書上げ報告が求められる男女年齢別人口について、様式雛形は「十五歳以下（男、女）」に関しては、0歳以上の年少従属人口数の書き上げ開始年齢を特には明示していない。この点の取り扱いについては各藩で対応が異なり<sup>(4)</sup>、雛形に従って作成される「人別帳」への記載開始年

齢も、結果的に統一性を欠くものとなっている。

恐らくは当時の高い乳幼児死亡率や年少者の取り扱い慣習などの関係で、特に乳幼児については、多くの場合「人別帳」への記載対象から除外されたものと思われる。仮に各藩において「人別帳」への記載開始年齢の指示の徹底がはかられていたとしても、現実の出生数と自然増に伴う「人別帳」での新規把握人口の間には、単なるタイムラグだけでなく、記載時までの期間中の死亡による人口数の減少に起因する乖離が発生しうる。幕府から提示された「人別高書上」様式等の雛形を見る限り、各年の「人別帳」による把握人口の計数の差分と「入人別帳」、「出人別帳」との照合によって判明する年次更新による新規参入あるいは死亡による「人別帳」からの削除に関しては、「人別高書上」そのものへの記載もまた付札等による報告の提出も要請されてはいない。

人別改における自然動態のこのような取り扱いは、人口の静態・動態の一体把握の意義を限定的なものにしている。それにとどまらずこのことは、人口統計としての資料価値の面でも、年齢階級別人口分布（例えば、年少人口の対成人人口比）の藩（国）間の比較ができないなど、結果的に把握された静態人口の利用価値を大きく損うものとなっている。

## むすび

享保6丑年に慌しく開始され、同11午年以降6年周期の子午改として定着する全国レベルでの人別改は、弘化3年（1846年）まで1世紀以上の長きにわたり江戸時代の貴重な人口統計資料を提供してきた。本稿では、寛政8年4月の人別書上改正申渡とそれに付帯された書上書式（雛形）を主要な検討資料として、当時の江戸での人別改による人口把握の仕組みならびに「人別帳」への記載情報の情報特性について検討してきた。

人別改そのものは様々な形態でそれ以前から実施されており、また吉宗による全国人口調査の制度化以降も、調査方式にはたびたび修正が加えら

れている。さらに、江戸と地方、さらには諸藩と天領等の幕府直轄地とでは統治形態が異なることから、報告の徴集系統も自ずと多様なものとなる。その意味では、今回の検討結果は、時代的にもまた地域的にも限定的な性格を持つものである。人別改が持つ人口調査としての時代的、地域的多様性の検討については他日を期すこととし、以下では今回の考察から得られた統計調査論から見た場合の諸論点、今日の統計の在り方を検討する上で示唆、さらには今後に残された諸課題についていくつかコメントをすることによって本稿のむすびとしたい。

すでに本文でも指摘したように、人別改は単なる人口の書上げという純然たる統計作成行為ではなく、何よりも住人の所在改という人的管理・支配を第一義的な目的とした政治的行為である。このような一種の行政行為の遂行過程で個体の基本属性が把握され、それらを原情報として書き上げ集計が行われ、さらには何段階かの積み上げ工程を経て最終的に全国レベルの人口統計が編成される。

人別改が持つ二面性は、原情報の記載様式である「人別帳」にも体现されている。その行政行為としての側面は人別帳における実名による個体把握の部分に認められ、原情報の把握は時の統治機構が有する強制力を背景として行われる。

「人別帳」が持つもうひとつの側面は、様式の後半部分、すなわち把握した個体情報を数値化し集計量として取り纏めた部分に体现されている。人別改に基づく統計の作成過程では、「人別帳」の中に集計量の形で記載された計数部分だけが書上げられ、位階的な統治機構を報告系統として上申され、最終的に各藩等による男女別人口の形に集約される。

「人別帳」における計数部分が書上げられ、その部分だけが「人別高書上」様式に転記されることで、その後の統計作成過程は、調査方式としては、個体情報が完全に削ぎ落とされた集計量に基づく統計作成、すなわち表式調査として遂行される。人別改では、「人別高書上」に計数として転記された瞬間に個体情報へと立ち戻る論理は消滅する。その結果、所定の報

告系統を通して上申される報告内容について、その受理担当者は報告の質に一方的に信頼を寄せるだけで、彼らはその真偽を直接検証する手段はもはや持ち合わせない。そこでの把握精度を担保する調査論理は、人別改が持つもう一方の側面、すなわち把握結果を自らの署名、捺印という行為で家主や名主に対して保証させるという仕組みとして制度化されている住民に対する政治的・行政的強制を通じた個々の住民に対する人的管理に他ならない。ここでは、いわば法的強制が、表式調査として積み上げられる原情報の質を基本的に規定している。

本稿で紹介した触書や申渡は、家主等による人的管理の心得、さらには名主や月番名主、それに町年寄等に対する報告上申の手続きを組織的強制の形で規定している。現住改めの結果と定期的に更新される「人別帳」その他の記載との整合性が取れない事態が発生した場合、「人別帳」の情報がそのまま長きにわたって自己完結的な形で調整されることは十分に考えられる。特に、「人別帳」の対象者自らを積極的に記載へと向かわせる誘因、あるいは逆に記載漏れとなった場合に蒙る実質的な社会・経済的不利益が特に存在しない場合には、このような単に一方的な法的強制による実態把握制度の有効性は、自ずと限定的なものとなる。そのような危うさの契機を、人別改は同時にその中に内在させている。

人別書上改正申渡では、個体に帰属する原情報の把握に関して、人別改の各書式、すなわち「人別帳」、「入人別帳」、そして「出人別帳」は、相互に連携したひとつの様式体系を構成している。それらは、人口現象が本来的に持つ静態、動態面を統一的に把握する仕組みとして制度化されている。本文でも指摘したように、人口の自然動態面の把握に課題を残しているとはいえ、静態面と動態面を相互に有機的に関連づけた人口現象の総体として捉えようとする人別改の把握方式は、ひとつの問題提起としては、現代の人口統計の調査体系の在り方に対して十分に示唆的な内容を持つように思われる。

人口調査としての人別改の大きな特徴として、その実施に際して今日の

国勢調査のように膨大な数の調査員を動員することなく、また事前に膨大な量の調査票を準備する必要もなく、全国レベルの人口の規模を定期的に把握してきた点を挙げることができる。そこでは、統計作成の前提となる個体に関わる原情報の取得が、統治機構を通じて上意下達される一片の触書と日常的に維持されている統治組織の末端において、定期的な人的管理統制行為として遂行される。また、この制度化された統治組織は、把握情報の報告系統としても機能する。この点は、例えば国勢調査が、実査体制も含め、調査実施のたびに巨大な調査実施組織の構築を必要とするのとは対照的である。

触書という一片の通達を根拠に報告徴集を行う場合、収集すべき個人情報やその処理の細目に関して現場では様々な解釈がなされ、そのことが結果的に統計の質を制約することになる。そこで、既存の報告徴集体制のもとで収集する個人情報の質ならびに作成・報告方式の標準化をはかるものとして導入されたのが、書上様式の雛形を示した人別書上改正申渡である。寛政8年のこの申渡によって人別改は、表式調査として新たな段階へと歩を進めることになる。このような形での人口把握方式は、その後の子午改はもとより、明治期初頭の統計調査に対しても少なからず影響を及ぼしているように思われる。なお、この点については、表式調査における調査法の展開などとともに関後の検討課題としたい。

調査環境も含め統計作成環境の悪化がグローバルなレベルで進行する中、1980年前後から統計以外の目的で収集、作成された行政情報の統計への活用、調査の基盤情報として整備されたレジスターと統計調査との有機的連携が、各国の政府統計分野における新たな展開として目下世界的な規模で進行中である。人別改が何よりも住人の現住把握を第一義的な目的とするというその政治的側面は、それを今日的な用法に翻訳するとすれば、各国がこの間整備してきたレジスターにおける個体要素のまさに存否ならびに存在形態の確認に外ならない。その意味では、人別改は、家主、名主を介した近世の人口・世帯レジスターにおける個体のプロファイリング行

為に相当する。

本文でもすでに指摘したように、鮫島は表式調査を、データの質の評価ができないいわば前近代的な調査方式として位置づけている。彼は戦後、総理庁（後に総理府）統計局において、病氣療養による一時休職期間をはさみつつ20年近く調査の企画、実施を指揮する立場にあった。鮫島の表式調査に対する理解があくまでも調査統計家目線からのものとなっているのは、彼自身のこのような立場によるものと考えられる。

今日においても業務統計の中には表式調査的過程を経て統計が作成されるケースが少なくない。すでに〔森（1992）〕において詳論したように、業務統計の場合、個別業務法規を根拠として各種の業務が遂行され、その過程で統計作成にも転用可能な原情報の作成、収集が行われる。そこでは、統計法規と異なり、しばしば実質的な効力を持つ罰則規定あるいは利益供与を背景に原情報の獲得が行われる。調査統計の場合、申告義務のある基幹統計調査においても、原情報の収集に際しては被調査者による自発的な調査協力に依存する部分が大である。この点で業務統計の場合、統計として集計量から個体情報への遡及の道が閉ざされているとはいえ、調査統計とは全く異質の品質担保の論理がそこには組み込まれている。

そのような意味で、表式調査は「集計組織の未熟な初期の（統計調査の引用者）発展段階」〔鮫島（1971）27頁〕における前近代的調査方式として整理されるべきものではなく、今日においてもなお調査統計と並んで一国の統計作成において固有の地位を確保している統計の作成方式として位置づける必要があるように思われる。

「人別帳」は、個票部分とその集計量という二種類の異質な情報部分の一つの様式の中に同居させるという特異な構成を持っている。これをそれらの情報特性という観点から読み解くことによって、調査個票に記載された原情報の情報特性や統計調査と表式調査との調査方式としての異同という統計調査論としても興味深い検討課題に対する有益な示唆を得ることができる。また、人別改を近世における人口・世帯レジスター制度として捉え

直すことによって、レジスターの本質、さらにはレジスターの制度設計に関わる諸論点なども明らかにできるように思われる。

このように、人別改というわが国近世における統計情報の収集（徴集）形態は、単に歴史家に対して学問的検討材料を提供しているだけでなく、実践的な意味で政府統計の今後の方向を見極めるうえでも多くの有益な示唆をわれわれに与えてくれる。その意味で、歴史は常に未来に対する羅針盤的存在でもある。

#### 〔注〕

- 1) 萩野由之は、『日本書紀』巻25（孝徳天皇）大化元年（645年）8月の、記述「凡國家所有公民。大小所領人衆汝等。之任皆作戸籍。…其於倭國六縣。被遣使者。宜造戸籍。」〔『国史体系』（1897）428頁〕や白雉3年4月の「是月造戸籍」〔同書 453頁〕を6年周期の子午造籍の根拠としている〔萩野（36年）732頁〕。ちなみに井上光貞編『日本書紀』の注記では、巻27（天智天皇）の天智9年春に記載されている「二月。造戸籍」〔同上483頁〕について、戸籍（庚午年籍）が「ほぼ全国にわたって造られたことが確認されるはじめての戸籍」であるとする一方、白雉3年の記載それ自体は架空の記事である可能性が高いとしている。〔井上編 472, 475頁〕。
- 2) 『日本書紀』には、上記注1中の「作戸籍」や「造戸籍」に続いて「及按田畝」、「并按田畝」という表記が見られる〔『国史体系』（1897）428頁〕。これは、造籍と併行して田畑調査が実施されたことを示すものである。
- 3) 菊田太郎は、論文「宗門人別改制度の沿革」の中で、享保廿年摂州島下郡で作成された家数人別牛員数帳を掲げている。この帳面には、住民の氏名、年齢等の個人属性に加え、石高換算の田畑、屋舗、物置等の住宅、保有牛馬数が記載されており、村役人である庄屋重右衛門が作成し、他の年寄の連記署名ならびに捺印の上で、大庄屋あるいは給人といった村あるいは知行地の統括者と考えられる小堀仁右衛門に提出されている〔菊田（1927）92-94頁〕。なお、人畜改帳の代表的事例のひとつとされる「小倉藩人畜改帳」によれば、これらの元帳の記載情報の計数部分はさらに郡別に集計、取り纏められる。
- 4) この点について本庄榮治郎は、「十五歳以下ノ幼者ニツイテハ、各藩ノ制規ニ委シ、之ヲ計上スルコトヲ強制セス、故ニ…或ハ當歳以上ヲ計ヘ（島津、

- 伊達、籐堂、其他)或ハ二歳以上ヲ計算シ(池田、蜂須賀)或ハ十五歳以上ヲ計算ス(前田)〔本庄(1916)6頁〕と、把握年齢が藩によって異なるとしている。
- 5) 江戸においては、奈良屋、樽屋、喜多村の3家の特権商人が代々町年寄職を世襲してきた。
  - 6) 農村では、庄屋→総(惣)庄屋→郡奉行→総奉行という報告系統によって報告は取り纏められ、上申された。
  - 7) 本庄榮治郎は、『官中秘策』と『吹塵録』の資料に基づき、寛延3年(1750年)と後年の文化元年(1804年)に出された令に言及している〔本庄(1916)5頁〕。また松浦昭によれば、天保14年(1843年)にも、人別改の大規模な改正が行われている〔松浦(2000)13頁〕。
  - 8) いわゆる庚午年籍について記した『日本書紀』の天智9年春の箇所には、「二月。造戸籍。斷盜賊與浮浪」〔『国史体系』(1897)483頁〕として戸籍の作成とともに盜賊や本籍を離れた者を取り締まったとの記述がある。

#### 〔文献〕

- 大蔵省大臣官房(1890)『吹塵録(上)』第5冊  
『日本書紀』(1897)国史大系 第壹卷 經濟雜誌社  
萩野由之(1903)「中古の戸籍法」国学院編纂『法制論纂』第47  
萩野由之(1903)「近世の戸籍法」国学院編纂『法制論纂』第77  
本庄榮治郎(1916)「徳川時代ノ人口」京都帝国大学『經濟学論叢』第2巻第5号  
菊田太郎(1927)「宗門人別改制度の沿革」京都帝国大学『經濟学論叢』第25巻第1号  
大橋隆憲(1956)「古代日本における行政統計の始期と性格」經濟統計研究会『統計学』第4号  
細川家文書(1957)「小倉藩人畜改帳」東京大学資料編纂所編纂『大日本近世資料』(東京大学出版会)所収  
速水融(1958)「近世初期の家数人数改と役家について」慶應義塾大学經濟学会編『經濟学年報』I所収  
相原茂・鮫島龍行(1971)『統計日本經濟』筑摩書房  
井上光貞編(1983)『日本書紀』(日本の名著 1)中央公論社  
所三男(1987)「近世の人別改に就いて」日本古文書学会編『日本古文書学論集 12 近世』吉川弘文館

永尾正剛(1988)「細川小倉藩人畜改帳の考察」『西南地域の史的展開 近世篇』  
思文閣出版

松浦昭(2000)「史料『宗門改帳』研究序説」神戸商科大学学術研究会『神戸  
商科大学創立七十周年記念論文集』

〔謝辞〕本論文は、平成23年度日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究B「政府統計データのアーカイビングシステムの構造と機能に関する国際比較研究」(課題番号22330070研究代表者 森博美)ならびに挑戦的萌芽研究「GPS情報の活用による公的統計の新たな展開可能性に関する多角的研究」(課題番号40105854研究代表者 森博美)による研究成果の一部である。

### 【資料1】

享保六丑年六月廿一日

#### 諸國領知田畑町歩并人数可書出旨御書付

諸國領知之村々田畑之町歩郡切ニ書記并百姓町人社人男女僧尼等其外之者ニ至  
る迄人数都合領分限ニ書付可被差出候奉公人并又者ハ不及書出候惣而拜領高之  
外新田等高ハ不及記町歩計可被書出候但無高二而反別計之新田も可為同前候右  
書付ニ付難心得事候ハ、御勘定所江可被聞合候書付は下之御勘定所江可被差出  
候

右之趣萬石以上并老中若年寄中支配江可被相觸候以上

六月

〔出所〕司法資料(1934)『徳川禁例考』(第六帙)巻60 571頁

### 【資料2】

享保六丑年六月廿九日

#### 覺

一 諸國領知之村々田畑之町歩并人数等可書出旨先達而相觸候尤高之儀ハ拜領  
高新田共ニ書載被申ニ不及候

右ハ何れも町歩此度被改候儀ニ而ハ曾而無之候只今迄其所々に相知レ有之候帳  
面之町歩可被書出候

一 百姓町人社人男女僧尼等其外之者共迄惣人数書出候ニ付是又此度被改候に  
ハ不及候其所々ニ相知レ有之候帳面之人数可被書出候尤二重ニ不成又不洩様  
ニ可被相心得候

一 人數之儀去年分成共當年分成共委く相知レ候人數高認メ可被差出候左候  
 ハ、何之年之人數高二候と之儀可被書載候且又何歳以上認候と申譯書加へ可  
 被差出候但奉公人并又者書出ニ不及候旨相違候ハ勿論武家方計之儀ニ候  
 右之外にも若難心得儀も候ハ、尚又御勘定所江可被聞合候以上

丑六月

引書●大成令

〔出所〕 同上 572頁

### 【資料 3】

享保十一年二月十九日

#### 人別改之儀ニ付御觸書

一 去ル丑年被差出候諸國領知之百姓町人社人男女僧尼等其外之者共迄不殘今  
 年相改惣人 數郡切ニ書記領分限ニ可被差出候此度ハ田畑町歩被書出候ニ不  
 及人數計書付當四月より霜月迄之内勝手次第可被書出候尤何月改何歳以上認  
 メ候と申譯書加可被申候且又武家方之奉公人并又ものハ書出ニ不及候事

一 向後ハ相觸候ニ不及子年と午年ニ今年之通可被心得事

右之趣万石以上并老中若年寄支配江可被相觸候若難心得儀も候ハ、猶又御勘定  
 所江可承合候自今至其年候ハ、右之通書出候様ニ可被相違候勿論子年午年と有  
 之ハ從今年七年目七年目<sup>(\*)</sup>之事ニ候御料之分ハ從御代官御勘定所江私領之分  
 ハ頭支配江書付出候様可被相違候以上

午二月

引書●御勝手方御定書

〔出所〕 同上 572-573頁

(\*)「七年目」の繰り返し表記は誤記と思われる。

### 【資料 4】

寛政元酉年二月

#### 人別改方尋

町方人別改方天和年中之町觸と當時相替候儀無之候哉當時改方之儀御尋ニ付左  
 ニ申上候

一 當時町々人別改方之儀ハ例年四月九日<sup>(\*)</sup>相改家持家守地借店借父母妻子  
 掛り人出居衆召仕并町内書役番人迄生國宗旨寺請人等相改書記印形取之一ヶ  
 年兩度名主江取置惣人數高ハ兩度書上申候

但先年八人数高書上候儀無之候處享保六丑年十月十八日當御掛リニ而以来人別高毎年四月九月兩度御三ヶ所江壹冊宛差出候様尤今年八十一月中ニ差出候様名主共江被仰渡其後年々其通ニ而仕來候處同十三申年三月十九日御配符ニ而向後八人別書上壹冊差出候様被仰渡其後毎年四月九月御月番江計壹冊差上申候

一 天和三亥年九月廿七日御觸書之内ニ店借之者も五人組相定互ニ致吟味不見届者有之ハ家主江申聞御訴可申上一町人別帳を以互ニ相改毎月御三ヶ所江御届可申上旨御觸御座候間同年十月より享保六丑年六月迄毎月徒者連判壹冊御三ヶ所之内江差出申候然ル處同年七月廿八日當御掛リニ而自今毎年三月御月番江壹冊八月ハ外御番所江壹冊宛壹ヶ年ニ都合三冊可差出旨名主共江被仰渡徒者連判之御文言御改被成當時右之通徒者連判差出来申候

一 右御觸書ニ有之店五人組之儀當町人数等極有之候所も無御座地借之者共店內之儀ハ一月申合居候迄ニ而町役等拘候御筋ニ而ハ無御座候

但別段ニ町銘有之拜領町屋敷并少々之寺社門前町屋敷等ニ而地守壹人ニ而地守ニ五人組無御座候間右躰之所ハ地借店借之者順番相立五人組ニ仕町役并自身番等為相勤候所も御座候

右者當時人別改方ニ御座候年久敷儀故天和年中人別改方ハ如何御座候哉巨細之儀ハ相知不申候

右御尋ニ付此段申上候以上

寛政元酉年二月

年番

名主共

右者奈良屋市右衛門殿より尋候ニ付二月十一日差出ス

〔出所〕 同上 573-575頁

(\*)「九日」は「九月」の誤記と思われる。

## 【資料5】

寛政八辰年四月

### 人別書上改正申渡并書上書式

町々人別之儀前々より度々町觸申渡等有之候處末々ニ至リ候而ハ別而不行届増減之改方不取締ニ而徒者等も時々有之趣ニ相聞候依之毎年四月町年寄役所江差出候人別高書上同月名主方江取置候人別帳且又以来増減分月々相調候出人別扣帳入人別扣帳右四通リ雛形相渡左之通申渡候間向後入念可相改候

一 町年寄役所江人別高書出候儀毎年四月入念巨細ニ相調雛形之通帳面ニ仕立可差出候

- 一 人別帳之儀は又同様巨細ニ相調雛形之通帳面ニ仕立印形揃四月廿五日限り  
名主方江納置尤此帳面之儀ノ題帳ニ居置可申事
- 一 出人別帳入人別帳之儀ハ四月より翌年三月迄之分一回宛ニ手輕ニ半紙堅帳  
ニ捺壹枚毎二名主押切割判致置毎月廿五日より晦日迄之内一町限月行事江申  
渡家主共寄合其月増之分ハ入人別帳江相記生國宗旨請人家業も記シ家族召仕  
共ニ相記印形取之減之分ハ出人別帳ニ相記右者家主一店限入念相調増減無之  
節者其断書右帳面ニ相記家主共印形為致翌月朔日を定日に定め名主方江為差  
出可申候
- 一 右之通人別月々相改店主ハ不及申出居衆懸り人等其渡世向相調可申候家業  
躰不見届又者人別外之者洪而等閑ニ差置申間敷候若未熟こいたし置候歟又者  
人別増減之出入調方等閑ニ相心得候家主ハ名主方より地主江申談早々家主為  
取替可申候并家持ニ而直家守いたし候分ハ名主より申立候共其節違背無之段  
證文名主方江取之名主共入念相改可申候
- 一 右之通家守共儀町内朝暮心付并店々之者も其一店限又者一地面限り等こも  
出話役相立店中公私共ニ用弁いたし萬端不取締之儀無之様名主共儀も一ヶ月  
一兩度宛も支配町裏々迄相見廻り見届候様可致候  
但都而壹人暮之者尼老人其外盲人等之者ハ其家主にて別格可心付事ニ候得  
共猶又隣家并本人店世話役之者一同心付可申候
- 一 右壹人暮之者外出いたし候節者家主江相届家主又者店內世話やき或は隣家  
之ものニ宅火之元改貰相頼外出可致候尤世話役之者家業ニ不相障様家主共勘  
弁いたし可申候畢竟其店内ニ子細有之時ハ相店之者共家業も相潰迷惑致候儀  
ニ付相互ニ篤と申合致和融每物行届候様可致候
- 一 家主共儀多人數ニ而何れも小給ニ相當り外渡世も有之ニ付自然平生町用取  
締方不行届趣も有之由ニ相聞候申合打はまり可出情候何れにも深切ニ心掛候  
上ハ不行届と申事ハ無之筈之儀ニ候若又差支之筋等有之趣申候分ハ其場所限  
可申立候自己之我意等申拒町入用等差支させ候者も有之候ハ、是又可申立候  
調之上急度可及沙汰候  
附町々書役共不取締之趣相聞候畢竟町内ニ而給分相渡候上名主方江請狀取  
之町用乍仕不束之節ハ組合名主相談之上取替万端未熟之儀無之様可申合候  
右之通申渡可為取計旨從町御奉行所被仰渡候間町々名主共篤と相心得支配家持  
家守地借店借厄介人召仕等迄も不洩様申聞向後未熟之儀無之様可致候若等閑之  
儀も相聞候ハ、急度被仰付候間無違失相守可申候

辰四月

〔出所〕 同上 575-577 〔出所〕

〔報告書形式〕

【資料 6】

〔凡例〕 □：地名，●：数字，■：人名，△：職業，◎：その他（宗旨，寺名等）

是迄毎年名主方江取置候人別帳案文  
 但以来帳面を題帳ニ居置別段ニ新規出入帳相仕立  
 月々増減相記可申積  
**人別帳**  
 □ 町

□ 町

- |                   |      |     |
|-------------------|------|-----|
| 一， 生国 □ 郡 □ 村     | 家守   | ■ 印 |
| ◎宗 □ 所◎寺          |      | ● 歳 |
| 家守請人 □ 町■店■       |      |     |
| 一， 生国御当地          | 妻    | ■   |
| 宗旨寺右同断            |      | ● 歳 |
| 一， 生国 □ 国 □ 郡 □ 村 | 家持   | ■ 印 |
| ◎宗 □ 所◎寺          | △家業  | ● 歳 |
| 一， 生国御当地          | 妻    | ■   |
| 宗旨寺右同断            |      | ● 歳 |
| 一， 生国同断           | 倅    | ■ 印 |
| 宗旨寺右同断            |      | ● 歳 |
| 一， 生国御当地          | 地借   | ■ 印 |
| ◎宗 □ 所◎寺          | △商売  | ● 歳 |
| 地請人 □ 町■店■        |      |     |
| 一， 生国 □ 国 □ 郡 □ 村 | 召仕   | ■ 印 |
| 御当地               |      | ● 歳 |
| ◎宗                |      |     |
| 請人                |      |     |
| 一， 生国 ， ，         | 懸り人  | ■ 印 |
|                   | 親類名目 |     |
| ◎宗                | △商売  | ● 歳 |
| 一， 生国 ， ，         | 店借   | ■ 印 |
| ◎宗                | △商売  | ● 歳 |
| 店請人               |      |     |
| 一， 生国 ， ，         | 出居衆  | ■ 印 |
| ◎宗                | △商売  | ● 歳 |

請人

右之通一卜地面限相調合冊二仕可申候

右 [ ] 町一町

都合人数●	人	内男●人
		女●人
拾六歳以上男		●人
但 拾五歳以下男		●人
拾六歳以上女		●人
拾五歳以下女		●人

此内訳

家持	●人
家守	●人
地借	●人
店借	●人
父母妻子	●人

但家持家守地借店借共

掛り人	男●人
	女●人
出居衆	男●人
	女●人
召仕	男●人
	女●人

↖ ●人

内

御当地出生	男●人
	女●人
[ ] 国出生	男●人
	女●人
[ ] 国出生	男●人
	女●人

如此出生国分以来為書出可申候

右之通店々巨細ニ相改相違無之勿論前書人別ニ洩候者壹人も無御座候  
 一、切支丹宗門之儀博奕之儀隠売女之儀嚴重相改其外不見届者ハ勿論家業向無  
 之不慥成者ハ等閑ニ不差置店中人別外之者ハ不及申請合人無之者逗留不致様  
 致し月々人別増減之分別帳面ニ不怠様書出可申候為後日仍如件

年号●月●日

[ ] 町

家主

■ 印

同

■ 印

同

■ 印

名主

■ 殿

[出所] 同上 581-585頁

[注] 上記資料の原文は縦書き。また一の後の読点の追加および報告様式中の凡例による記号表記は引用者による。

【資料7】

[凡例] [ ] : 地名, ● : 数字, ■ : 人名

人別高書上毎年四月町年寄役所江為書出 可申案文 <b>人別高書上</b> 年号四月	[ ] 町
--	-------

一, [ ] 町家数●軒

内 明店●軒

公役●人役

惣人数●人

内

一, 男●人

但十六歳以上男●人

十五歳以下男●人

一, 女●人

但十六歳以上女●人

十五歳以下女●人

公役之外御国役等之分ハ

[ ] 御国役又者御年貢地之

訳向後改為書出可申候

此訳

家持 ●人

家守 ●人

地借 ●人

店借 ●人

父母妻子 ●人

但家持家守地借店借共

掛り人 男●人

女●人

出居衆 男●人  
 女●人  
 召仕 男●人  
 女●人

木戸番人共

但

御当地出生 男●人  
 女●人  
 [ ]国出生 男●人  
 女●人

右人数ニ洩候者無御座候尤御支配違之者相除申候以上

年号四月

[ ] 町

月行事

■ 印

名主

■ 印

町年寄衆

御役所

[出所] 同上 577-579頁

[注] 上記資料の原文は縦書き。また一の後の読点の追加および報告様式中の凡例による記号表記は引用者による。

【資料 8】

[凡例] [ ] : 地名, ● : 数字, ■ : 人名

支配限人別寄高

● 番組  
 [ ] 町  
 名主 ■ 誰支配分

● 番組

名主 ■ 支配分

[ ] 町

[ ] 町

[ ] 町

惣人数●人

一, 男●人

但 十六歳以上男●人

十五歳以上男●人

一, 女●人

但 十六歳以上女●人

十五歳以上女●人

此訳

家持 ●人  
 家守 ●人  
 地借 ●人  
 店借 ●人  
 父母妻子 ●人

但家持家守地借店借共

懸り人 男●人  
           女●人  
 出居衆 男●人  
           女●人  
 召仕 男●人  
       女●人

但

御当地出生 男●人  
               女●人  
 [ ]国出生 男●人  
               女●人

右之通別紙人別高書上何冊相添此段申上候以上

年号四月

名主

■ 印

[出所] 同上 579-581頁

[注] 上記資料の原文は縦書き。また一の後の読点の追加および報告様式中の凡例による記号表記は引用者による。

【資料9】

[凡例] [ ] : 地名, ■ : 人名, △ : 職業, ◎ : その他 (宗旨, 寺名等)

年号四月  
 此度新規ニ仕立可申帳面案文  
**入人別帳**  
 [ ]町

[ ] 町

辰四月分

[ ] 町 ■ 店より引越来申候

一、生国 [ ] 国 [ ] 郡 [ ] 村

◎宗 [ ] 所◎寺

店請人 [ ] 町■店■

生国 ， ，

◎宗

生国 ， ，

◎宗

生国 ， ，

◎宗

請人

[ ] 町■方より娶申候

■店

△家業

■ 印

● 歳

妻

■

倅

■ 印

● 歳

召仕

■ 印

● 歳

■店

■妻

■

● 歳

一、生国 ， ，

◎宗

[ ] 町■方より養子ニ引取申候

一、生国 ， ，

◎宗

[ ] 町■店ニ罷在候処出居衆ニ罷成申候

■養子

■ 印

● 歳

一、生国 ， ，

◎宗

請人

■出居衆

■ 印

△商売

● 歳

[ ] 町■店ニ罷在候処店仕廻厄介ニ致候

■甥

■ 印

一、生国 ， ，

◎宗

△商売

● 歳

右之通相違無御座其外入人別無御座候以上

辰五月朔日

家主

■ 印

同

■ 印

同

■ 印

名主

■

殿

辰五月分

一、改方毎月右同断

右之通月々相記家主共印形為致可申候

一、辰六月分入人別増無御座候

辰七月朔日

家主

■ 印

同 ■ 印  
同 ■ 印

名主  
■ 殿

右者寛政八辰年四月廿五日樽与左衛門殿ニ而惣肝煎江被申渡候且支配限人別寄高去年書上人数高見競付礼之儀ハ是迄之通可取計旨通達

[出所] 同上 587-590頁

[注] 上記資料の原文は縦書き。また一の後の読点の追加および報告様式中の凡例による記号表記は引用者による。

【資料10】

[凡例] □ : 地名, ■ : 人名

年号四月  
此度新規ニ仕立可申帳面案文  
出人別帳  
□町

□町

辰四月分

- 一, 此者 □町 ■店江引越申候 ■店
- 一, 此者暇遣し請人 □町 ■店 ■方江引渡申候 ■召仕
- 一, 此者 □町 ■店 ■方江縁付申候 ■店 ■娘

右之通相違無之其外出人別無御座候以上

辰五月朔日

家主 ■ 印  
同 ■ 印  
同 ■ 印

名主  
■ 殿

辰五月分

一, 改方毎月右同断

右之通月々相記家主共印形為致可申候

人別之儀毎年三月町中相改為書上人別帳仕立名主方江取置候儀ハ仕来之通為任四月廿五日限名主方江為差出右之外此通新規ニ出帳入帳等二冊相仕立名主方ニ而押切致置店々人別増減改方之儀ハ

下ヶ札 月々家主共入念相調此帳面月末ニ至リ名主より月行事江相渡候ハ、家主共銘々店内増減扣持寄如本文此帳面ニ相記一町家主共不残致印形翌月朔日を定日を定名主方江差出置如斯月々出入相改四月改より翌年三月迄を一冊に綴名主方江取置尚又年々四月改題帳之儀ハ仕来之通為取置可申候

一、辰六月分出人別減無御座候以上

辰七月朔日

家主

■ 印

同

■ 印

同

■ 印

名主

■

殿

〔出所〕 同上 585-587頁

〔注〕 上記資料の原文は縦書き。また一の後の読点の追加および報告様式中の凡例による記号表記は引用者による。

On the Information Attributes of the *NINBETSU CHO* (NC)  
—population register in the pre-modern Japan—

Hiromi MORI

《Abstract》

Japan is hallmarked as a country with long tradition of nationwide periodic population register which was initiated in early 18 century by *SHOGUN*'s notifications on conducting *NINBETSU ARATAME*. Discussion in this paper brought under light the dual attributes which the *NINBETSU CHO* (NC) carried in terms of information.

As discussion in this paper has established, the examination of the process of *NINBETSU ARATAME* as well as the contents of its reporting format (NAC) is expected to give manifold inputs even to modern statistics. First, it helps identify the characteristics of “table-based survey” in terms of data compilation, and thus clarify the advantages of “questionnaire-based survey” over its predecessor. In the *NINBETSU ARATAME* practices, however, profiling on registrants through institutional control over residents supports the quality of obtained statistical information. Second, the *NINBETSU ARATAME* has been conducted in a manner partly to capture static and dynamic aspects of population in a synthetic entity, which modern census is yet to achieve in full dimension. And third, when one assess the meaning of the *NINBETSU ARATAME* from the perspective of latest statistical developments of the world, it can be regarded as a population register system that embodies systematic profiling of registrants within the system.